

中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書第 12 条の規定に基づきこの要綱を定める。

第 1 目的及び名称

福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況等について報告を受け、監視を行い、中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関する事等について助言を行うことを目的として、福島県、大熊町、双葉町及び環境省は、中間貯蔵施設環境安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 活動

委員会は、次の事項について、環境省等から報告を受け、監視を行い、意見交換及び助言等を行う。

- (1) 中間貯蔵施設の建設及び管理運営並びに中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬の状況に関する事
- (2) 中間貯蔵施設の周辺地域の環境の保全その他の安全の確保に関する事
- (3) 中間貯蔵施設に係る情報の公開その他の国民の理解の促進及び住民との信頼関係の確保に関する事
- (4) その他中間貯蔵施設の安全の確保に必要な事項

第 3 構成

1. 委員会は、次に掲げる区分ごとに、次に掲げる人数の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2 人
- (2) 福島県 2 人
- (3) 大熊町 2 人
- (4) 双葉町 2 人
- (5) 大熊町が指名する住民 4 人
- (6) 双葉町が指名する住民 4 人

2. 委員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

3. 委員が任期途中で欠けたときは、その後任者の任期は、前任者の残任期

間とする。

4. 1の(1)の学識経験者の委員は、福島県、大熊町、双葉町及び環境省が協議して指名するものとする。
5. 1の(2)～(6)の委員については、それぞれの議会議員を含めることができるものとする。
6. 委員会は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の職員をオブザーバーとして参加させることができる。

第4 委員長

1. 委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、委員の中から委員会において互選する。
3. 委員長は、必要な際に委員会を招集し、議事の運営に当たる。
4. 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。
5. 委員長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
6. 委員長の任期満了後においても、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

第5 議事録

委員会は、議事録を作成し、公表するものとする。

第6 その他

1. 委員会の事務は、福島県が行う。
2. 環境省は、福島県が委員会の事務を行うに当たって必要な協力を行うものとする。
3. この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年2月25日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年12月24日から実施する。